

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

令和 3 年 8 月 17 日
東京都渋谷区神宮前 2 丁目 34 番 17 号
住友不動産原宿ビル 18 階
株式会社 AMBITION
代表取締役 清水 剛

東京都渋谷区神宮前 2 丁目 34 番 17 号
株式会社アンビション・ベンチャーズ
代表取締役 清水 剛

株式会社 AMBITION (以下「分割会社」といいます。) は、令和 3 年 8 月 13 日付新設分割計画書 (以下「本分割計画」といいます。) に基づき、成立日を令和 3 年 8 月 17 日として、分割会社の純投資事業 (以下「本件事業」といいます。) に関して有する権利義務の一部を、株式会社アンビション・ベンチャーズ (以下「新設会社」といいます。) に承継させる新設分割 (以下「本分割」といいます。) を行いました。

本分割に関して、会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項は、次のとおりです。

記

- 新設分割が効力を生じた日 (会社法施行規則第 209 条第 1 号)
令和 3 年 8 月 17 日
- 会社法第 805 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過 (会社法施行規則第 209 条第 2 号)
該当事項はありません。
- 会社法第 806 条及び第 808 条の規定並びに第 810 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 209 条第 3 号)
 - 反対株主の株式買取請求手続 (会社法第 806 条)
会社法第 805 条に定める簡易分割の要件を満たすことから、分割会社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

(2) 新株予約権買取請求手続（会社法第 808 条）

該当事項はありません。

(3) 債権者の異議（会社法第 810 条）

分割会社から設立会社に対して承継する債務は存在せず、また新設分割計画において法令等に基づき新設会社が承継する債務その他の義務がある場合でも、本分割計画において、分割会社がこれを重疊的に引き受ける旨を定めたことから、会社法第 810 条 1 項 2 号に基づき甲に対して異議を述べることのできる債権者はいないため、該当事項はありません。

4. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設会社は、本分割計画に定めるところに従い、本分割の効力発生日である令和 3 年 8 月 17 日をもって、分割会社から、本件事業に関する権利義務の一部を承継いたしました。

5. 上記のほか、新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

本分割の結果、新設会社の資本金の額は 1,000 万円、資本準備金の額は 182,153,525 円、利益準備金の額は 0 円となりました。

以上